

基本目標Ⅱ 相談・保護体制の充実

配偶者からの暴力について、その深刻な事態や被害者が持つ恐怖や不安を被害者の立場に立って理解するとともに、配偶者であるかどうかにかかわらず、決して暴力は許されるものではないという認識に基づいて、支援を行うことが必要です。

また、配偶者からの暴力は、その防止から、通報や相談への対応、保護、自立支援等多くの段階にわたって、多様な関係機関等による切れ目のない支援を必要とする問題であり、配偶者からの暴力の防止から被害者の保護、自立支援に至る各段階について対応可能な相談・保護体制の充実が必要です。

【重点目標1】 安心して相談できる環境の整備

配偶者からの暴力は、外部からの発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、暴力が激化し、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、被害者は孤立し、利用できる支援等に関する情報を入手する機会も制限されている場合が少くないことや、被害者自身に、自ら受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識がないために、相談に至らないこともあります。被害の潜在化を防ぎ、保護と自立支援へと繋げるためには、相談窓口に関する情報を広く周知して被害者に相談を呼びかけ、安心して相談できる環境を整備することが必要です。

特に、住民に最も身近な行政主体である市町村の相談又は情報提供窓口が明確化され、生活に身近な場所での、被害者への早期対応が可能となることが重要であり、県は様々な機会を通じて、県民への窓口の周知や、窓口未設置の市町村への窓口の設置を働きかけをしていく必要があります。

また、被害者は、繰り返される暴力の中でP T S D等の障害を抱えていたり、精神的に不安定な状況にある場合もあります。同伴する家族も同様に心理的な被害を受けている場合が多く、特に子どもについては、配偶者からの暴力による心理的虐待に加え転居や転校をはじめとする生活の変化等により、大きな影響を受けやすい状況にあります。

さらに、子ども自身が親からの暴力の対象になっている場合もあり、児童相談所や学校、医療機関などの関係機関と連携した心理的なケアを行う必要があります。事案に応じて、児童虐待に当たると思われる場合には、福祉事務所又は児童相談所に通告することが必要です。

なお、繰り返し暴力を受けてきた被害者が心理的な安定を取り戻すためには、加害者の元から避難した後も、回復のための一定の期間を経る必要があります。このため、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談を受けられるよう、精神保健福祉センターや保健所、市町村の関係機関等との連携を図り、支援策の活用について検討していくことが必要です。

(1) 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターは、被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす施設であり、性別を問わず被害者に関する相談に応じるとともに、被害者の安全確保のための対策を講じます。

ア 配偶者暴力相談支援センターの機能

(児童家庭課)

県では、女性相談所を中心的な機能を持つ配偶者暴力相談支援センターとして位置付けています。また、平成18年度からは、相談環境の充実強化を図るため、男女共同参画推進センターひゅあ総合を補完的な配偶者暴力相談支援センターとして位置付けたことにより、土曜日・日曜日・祝日の相談対応を可能にし、県全体として、年末年始を除き、9時から17時まで毎日相談に応じられる体制を整えています。

【現在の主な取組】

(男女共同参画課)(児童家庭課)

①中心的な配偶者暴力相談支援センター(女性相談所)

■ 被害者の相談、保護、自立支援等の業務を全般的に実施します。

実施業務

- ①相談、相談を行う機関の紹介
- ②心身の健康回復のための医学的・心理学的な指導等必要な指導
- ③一時保護
- ④自立促進のための支援(情報提供・助言・関係機関との連絡調整その他の援助)
- ⑤保護命令制度利用についての支援(情報提供、助言、関係機関との連絡調整、その他の援助)
- ⑥居住・保護施設利用のための支援(情報提供、助言、関係機関との連絡調整、その他の援助)

②補完的な配偶者暴力相談支援センター(男女共同参画推進センターひゅあ総合)

■ 相談と相談に際しての情報提供業務を中心に実施します。

実施業務

- ①相談、相談を行う機関の紹介
- ②自立促進のための支援(情報提供、助言、その他の援助)
- ③保護命令制度利用についての支援(情報提供、助言、その他の援助)
- ④居住・保護施設利用のための支援(情報提供、助言、その他の援助)

今後の取組

- 女性相談所は、中心的な配偶者暴力相談支援センターとして、男女共同参画推進センターひゅあ総合や市町村等の相談窓口と連携を図り、ケース支援、処遇困難事例への対応、広域連携や関係機関との連携など、総合調整機能の充実を図ります。

- 女性相談所は、夜間の電話相談を実施し、被害者が利用しやすい相談体制の充実に努めます。
- 女性相談所は、リーフレット等を作成し、配偶者暴力相談支援センターの相談窓口やその特徴について周知を図ります。

各配偶者暴力相談支援センターの特徴

	中心的な支援センター		補完的な支援センター	
	女性相談所		ぴゅあ総合	
	実施の有無	特徴	実施の有無	特徴
相談(電話)	○	月曜日～金曜日の相談に対応 (※)	○	第2・第4月曜日を除く毎日の相談に対応(※)
相談(面接)	○	一時保護適用の判定まで実施	○	一時保護適用の判定は実施しないが、女性相談所の判定により、女性相談所へ引き継ぐ
一時保護	○	休日・夜間における緊急な一時保護にも対応	—	被害者の安全確保について緊急性を認めた場合には、一時保護所までの被害者への同行支援を実施
医学的・心理学的ケア	○		—	
保護命令制度を利用するための支援	○	裁判所等への同行支援も実施	○	電話・面接相談時に情報提供
自立支援	○	関係機関と連携して総合的に支援	○	
婦人保護施設・母子生活支援施設等利用のための援助	○	婦人保護施設を併置	○	
センターから社会への情報発信	○		○	

※相談時間 電話・面接相談 9時～17時 (ただし、ぴゅあ相談の面接相談は16時まで)
女性相談所は、平成21年度中に夜間電話相談開始予定。

イ 相談を受けた場合の対応

【現在の主な取組】

- 被害者への対応に当たっては、人権に配慮し、本人の意思を尊重して、問題解決のための情報提供、助言等を迅速に行っている。(男女共同参画課)(児童家庭課)
- 二次的被害が生じないよう、「配偶者からの暴力(DV)相談マニュアル」により、被害者への対応を明確にしている。(男女共同参画課)(児童家庭課)
- 外国人からの相談に配慮するため、通訳を確保している。(児童家庭課)

今後の取組

(男女共同参画課)(児童家庭課)

- 被害者からの相談に当たる職員は、電話相談・面接相談において、被害者の話を十分に聴き、本人の意思を尊重して、問題解決のために必要な情報提供を行うほか、必要な援助を受けることを勧めます。
- 被害者からの相談に当たっては、被害者の国籍、障害の有無、年齢を問わず、プライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮した対応を行います。外国人、障害をもつ人、高齢者等であるという理由により、支援を受けにくいということにならないよう、それぞれの被害者の立場に立った対応を行います。
- 不適切な対応により、被害者に更なる被害(二次的被害)が生じることのないよう努めます。
- 相談の内容から児童虐待に当たると思われる場合は、児童相談所等に通告するとともに、児童相談所等と十分な連携を図ります。

ウ 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

【現在の主な取組】

(児童家庭課)

- 心理判定専門職員による心理学的な援助を行っている。
- 被害者の状況により、心理判定や医師による定期的診断を実施しているほか、精神的に不安定な被害者については、精神保健福祉センターの協力を得て支援を実施している。
- 一時保護中の被害者が医療機関を受診する際には、必要に応じて同行支援を行っている。

今後の取組

- 女性相談所は、心身に大きな被害を受けている被害者や同伴する家族に対して精神科医による相談を勧めます。また、必要に応じて精神保健福祉センターと連携して、心身の安定への支援を行います。(児童家庭課)

- 女性相談所は、一時保護中の被害者が医療機関で受診する際は、必要に応じて同行して医師の診察等を受ける支援を行い、心身の健康回復のため適切に対応します。（児童家庭課）
- 女性相談所では、被害者が同伴する医学的又は心理学的な援助等を必要とする子どもに対しても、児童相談所と連携して、子どもの状況に応じ適切に対応します。（児童家庭課）
- 男女共同参画推進センターひゅあ総合では、女性相談所と連携し、心身のケアや一時保護が必要な相談者について、十分な配慮のもと、女性相談所に引き継ぎます。（男女共同参画課）

（2）警察

ア 相談を受けた場合の対応

（警察本部）

【現在の主な取組】

- 配偶者からの暴力が行われている又はその恐れがあると認めた場合は、被害者の意思を踏まえた上で、加害者に対し、検挙、指導警告、ストーカー行為等の規制に関する法律の適用の検討等を行っている。
- 被害者に対しては、緊急時の110番通報や自衛手段を教示しているほか、必要に応じて配偶者暴力相談支援センター等の関係機関を紹介し、各機関と連携して必要な援助を実施している。

今後の取組

- 配偶者からの暴力について、その事態や被害者が持つ恐怖や不安を被害者の立場に立って理解するとともに、二次的被害を防止することに配慮します。
- 相談により、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、被害者に対して、緊急時の110番通報や自衛手段の教示のほか、関係機関等の紹介、加害者に対する指導警告等警察が取り得る各種措置について、被害者の状況に応じて教示します。
- 相談に係る事案が刑罰法令等に抵触すると認められる場合は、被害者の意思を踏まえ、検挙に向けた迅速な捜査を実施するほか、被害者に被害届の提出の意思がない場合でも、捜査手段を講じなければ更なる事案が起きるかもしれない危険性について説明し、特に、被害者及びその関係者に危害が及ぶおそれがあると認められるときは、被害者に対し、警察側から被害届の提出を働きかけ、必要に応じ説得します。
- 刑事事件として立件が困難と認められる場合でも、被害者及びその関係者に危害の及ぶ恐れがある事案については、被害者の意思を踏まえ、加害者に指導警告等を実施します。

- 加害者から復縁を求めてのつきまとい等の行為がある場合は、ストーカー行為等の規制等に関する法律を適用した措置を厳正に講じます。
- 被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害を与えないよう、女性警察職員による被害相談対応や加害者と遭遇しないような相談の実施等、被害者が相談しやすい環境の整備に努めます。
- 警察以外の関係機関による対応がふさわしいと考えられる場合は、被害者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関を教示し、当該機関に確実に引き継ぎます。

イ 援助の申出を受けた場合の対応

(警察本部)

【現在の主な取組】

- 配偶者からの身体的暴力の被害者から、警察本部長等の援助を受けたい旨の申出を受けた場合に、申出が相当であると認めるときは、被害者に対し、必要な措置を講じている。

今後の取組

- 配偶者からの身体的暴力の被害者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための警察本部長等の援助を受けたい旨の申出を受けた場合に、申出が相当であると認めるときは次のうち、必要な措置を講じます。
 - ①被害者に対し、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するため、その状況に応じて避難・その他の措置を教示します。
 - ②加害者に被害者の住所又は居所を知られないようにします。（住民基本台帳事務における支援申出書の交付等）
 - ③被害者が配偶者からの暴力による被害を防止するための交渉を円滑に行うための措置を講じます。（被害者に対する助言、加害者に対する必要な事項の連絡又は交渉場所としての警察施設の供用）
 - ④その他申出に係る配偶者からの暴力による被害を自ら防止するために適当と認める援助を行います。
- 生命等に対する脅迫を受けた被害者についても、その状況により、身体的暴力を受けた被害者への援助に準じた必要な援助を行います。

(3) 婦人相談員

(児童家庭課)

婦人相談員は、配偶者からの暴力の被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要です。

【現在の主な取組】

- 女性相談所に婦人相談員を配置し、被害者からの各般の相談に応じるとともに、その状況に応じた適切な援助を行っている。また、専門研修への派遣や所内ケース検討会により、資質の向上を図っている。
- 市町村においては、甲府市、富士吉田市に婦人相談員が配置されており、未配置の市町村においても児童家庭相談員等が相談に当たっている。被害者相談・支援の身近な相談窓口として、相談員全體に支援の連携を働きかけている。
- 「配偶者からの暴力(DV)被害者相談マニュアル」を作成し、婦人相談員や児童家庭相談員等への配付と説明を行い、配偶者からの暴力に関する相談への対応を明確にした。

今後の取組

(児童家庭課)

- 婦人相談員は、「配偶者からの暴力(DV)被害者相談マニュアル」に基づき、被害者の立場に立ち、信頼関係に基づいて援助を行い、被害者自らが選択・決定する問題解決に当たっての必要な情報提供や適切な助言を行います。
- 婦人相談員は、被害者に対して、情報提供・助言、各種の援助が的確に実施されるよう、専門研修会への参加などにより、関連の法律や施策、制度等について十分な知識を得るよう努めます。
- 女性相談所の婦人相談員は、中心的な配偶者暴力相談支援センターの役割として、男女共同参画推進センターひゅあ総合や市町村など、他の相談機関に相談した被害者への支援のため、必要に応じ当該機関と連携を図るよう努めます。

(4) 県関係機関

【現在の主な取組】

- 子どもの目前で配偶者に対する暴力が行われているケースについては、児童相談所は、配偶者暴力相談支援センターと緊密に連携をとって適切に対応している。(児童家庭課)
- 相談や情報提供を行う県の窓口を記載した「DV相談カード」を、コンビニエンスストア、スーパーの女性トイレ等に設置しているほか、パンフレット、県のホームページでの広報により、被害者やその関係者に対し早期相談を呼び掛けている。(男女共同参画課)
- 保健所、精神保健福祉センターで実施している精神保健福祉相談や、「こころの電話相談(ストレス・ダイヤル)」での相談において、その内容が配偶者からの暴力に関わるものであった場合には、配偶者暴力相談支援センターを紹介するなど、連携を図っている。(障害福祉課)

○ 児童虐待の防止等に関する法律により、子どもの目前での配偶者に対する暴力が児童虐待として定義されていることから、児童相談所は、該当するケースについて配偶者暴力相談支援センターと緊密に連携をとって適切に対応します。(児童家庭課)

○ 市町村や保健所等、地域の福祉部門が相談を受けた場合は、被害者に対し、個々の事情に即して適切な助言と対応ができるよう、各関係者に対し周知します。(健康増進課)

○ 保健所、精神保健福祉センターで実施している精神保健福祉相談や、「こころの電話相談(ストレス・ダイヤル)」での相談において、その内容が配偶者からの暴力に関わるものであった場合には、配偶者暴力相談支援センターを紹介するなど、連携を図ります。(障害福祉課)

○ 精神保健福祉センターでは、必要に応じ、女性相談所と連携して、被害者に対する心理的側面からの援助等を行います。(障害福祉課)

○ 相談や情報提供を行う県や市町村の窓口について、広く県民に周知し、被害者やその関係者に早期相談を呼びかけます。(男女共同参画課)

○ あらゆる機会を通じ、市町村の相談窓口設置やその役割の重要性について、周知していくします。(男女共同参画課)(児童家庭課)

【重点目標2】 被害者の緊急時の安全確保及び一時保護の実施

(1) 緊急時における安全の確保

配偶者暴力相談支援センターは、被害者やその同伴する家族の緊急時における安全の確保を行うこととされています。「緊急時における安全の確保」とは、一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を、一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等を指すものであり、一時保護が行われるまでの間、女性相談所に同行支援することを含むものです。

また、被害者が正に暴力を受け得る状態にある場合のみを対象とするのではなく、加害者が不在である間に被害者が駆け込んできた場合等についても対象となります。

被害者の状況から、加害者から危害を加えられるおそれが高い場合には、警察と連携を図って被害者の保護を図ることが必要です。

そのため、被害者から相談を受けた配偶者暴力相談支援センターや市町村等の相談機関が、被害者の状況に応じて、それぞれ緊急時の安全確保対策を実施し、被害者を安全に保護できるよう、関係機関があらかじめ対応を協議しておくことが必要です。

【現在の主な取組】

- 配偶者暴力相談支援センターは、「配偶者からの暴力(DV)被害者相談マニュアル」に基づき、緊急時の対応を明確にしている。(男女共同参画課)(児童家庭課)
- 一時保護所までは、相談を受けた市町村や警察が被害者への同行支援を行っている。

今後の取組

- 配偶者暴力相談支援センターは、被害者及びその同伴する家族の緊急時（一時保護が行われるまでの間）の保護や加害者からの追及の対応について、一時保護所や警察等とあらかじめ協議しておくなど、相互の連絡体制を明確化します。(男女共同参画課)(児童家庭課)
- 女性相談所は、被害者が一時保護所に来所して一時保護の申請を行うまでの間、加害者から危害を加えられるおそれが高い場合には、警察と連携して警戒措置を講ずるなど、被害者の保護を図ります。(児童家庭課)
- 女性相談所は、身近な行政主体である市町村において、被害者及びその同伴する家族に対する緊急時の安全の確保について検討が行われるよう働きかけます。(児童家庭課)

(2) 一時保護

本県では、被害者の一時保護は、中心的な配偶者暴力相談支援センターである女性相談所が実施します。

女性相談所では、被害者の安全を確保しながら、自立に向けた援助を行うため、被害者本人の意思に基づき、①適当な寄宿先がなく緊急に保護することが必要であると認められる場合、②一時保護所での短期間の生活指導、自立支援が有効であると認められる場合、③心身の健康回復が必要であると認められる場合などに一時保護を行います。一時保護により、被害者は短期的に配偶者と離れ安全に生活することができ、同伴する子どもも一緒に保護されます。

【現在の主な取組】

(児童家庭課)

- 被害者の安全を確保しながら、自立に向けた援助を行うため、被害者本人の意思に基づき、必要に応じて一時保護を実施している。
- 夜間・休日の緊急一時保護にも対応できるような体制を整えている。
- 一時保護期間を経過した後も、自立の方策が決定しないなどの場合には、婦人保護施設において、引き続き安全の確保と心身の健康の回復を図りながら支援を行っている。

今後の取組

(児童家庭課)

- 夜間・休日を問わず、一時保護を速やかに行う体制を整えます。
- 被害者は金銭や保険証を所持せずに一時保護される場合も多く、加害者からの追及のおそれ等もあることから、福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡を取るなど、緊密な連携を図ります。
- 入所者の疾病や心身の健康状態に応じて、医学的・心理学的な援助を行うことができる職員を配置し、職員が連携して問題の整理・解決を図ります。
- 被害者が同伴する子どもについては、同時に児童虐待を受けている可能性もあることから、児童相談所と密接に連携を図り、適切な支援を行います。
- 一時保護については、必要に応じ、都道府県域を超えた広域的連携、民間シェルターなどへの一時保護委託を円滑に実施します。
- 一時保護期間中に、自立への見通しがつかなかった被害者に対しては、一時保護所に併設された婦人保護施設において、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行います。
- 施設入所については、適切な母子生活支援施設への入所など、必要に応じた、都道府県域を超えた広域的連携を円滑に実施します。
- 被害者への支援が途切れることのないよう配慮するため、一時保護後における自立支援プログラムを作成し、自立支援を進めます。

【重点目標3】 保護命令に対する適切な支援と対応

保護命令の制度は、「配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」を受けた被害者が、配偶者から身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい場合に、被害者の生命又は身体の安全を確保することを目的として、裁判所が、配偶者に対し、①被害者への接近等の禁止、②被害者への電話等の禁止、③被害者が同居する子への接近等の禁止、④被害者の親族等への接近等の禁止又は⑤被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去等を内容とする「保護命令」を発令し、配偶者がこれに違反した場合には刑事制裁（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）を加えることで、被害者の生命又は身体の安全を確保しようとする制度です。

（1）保護命令制度の利用

配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対して、保護命令制度やその仕組みについて説明し、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、円滑に申立てできるよう支援するほか、保護命令の申立てから決定までの間については、事案に応じ被害者の一時保護を検討するとともに、被害者自身の安全確保に十分留意するよう説明することが必要です。

また、保護命令の申立てが裁判所に却下された場合や、被害者本人が申立てを取り下げた場合等であっても、配偶者暴力相談支援センターでは、被害者の希望に応じ、引き続き相談や助言等の援助を行うことについて、あらかじめ説明することが必要です。

【現在の主な取組】

- 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し、保護命令制度について説明するほか、保護命令の申請書類の記入方法等について助言している。（男女共同参画課）（児童家庭課）
- 女性相談所は、保護命令の申立ての際に、被害者への同行支援を行うほか、保護命令発令後の安全確保について、警察等との連携を図っている。（児童家庭課）

今後の取組

- 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し保護命令制度の説明を行うとともに、被害者が申立てを希望する場合は、申立先の裁判所や申立書の記入方法等について助言し、被害者が円滑に手続きができるよう支援します。（男女共同参画課）（児童家庭課）
- 女性相談所は、必要な場合は、被害者が裁判所へ行く際に付き添って支援するほか、保護命令発令後の被害者の安全確保を速やかに行うため、事前に警察への情報提供を行うなど、警察との連携を図ります。（児童家庭課）

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

裁判所は、保護命令を発令した場合には、その内容を、申立人の住所又は居所を管轄する警察に通知します。また、同時に、その申立人が配偶者暴力相談支援センターに相談等を求めた事実が記載されていたときには、当該配偶者暴力相談支援センターに通知します。

ア 配偶者暴力相談支援センター

【現在の主な取組】

- 保護命令発令後も、必要に応じ、被害者の相談・助言等の援助を行っている。
(男女共同参画課)(児童家庭課)

今後の取組

- 女性相談所は、裁判所から保護命令を発令した旨の通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や保護命令後の留意事項について情報提供を行います。
(児童家庭課)
- 女性相談所は、被害者の住所又は居所を管轄する警察と連携し、被害者の安全確保に努めます。(児童家庭課)
- 男女共同参画推進センターひゅあ総合は、裁判所から保護命令を発令した旨通知を受けた場合は、速やかに女性相談所にその事実を連絡します。(男女共同参画課)

イ 警察

(警察本部)

【現在の主な取組】

- 裁判所から保護命令を発令した旨の通知を受けた場合は、被害者と速やかに連絡を取って防犯指導等、加害者に対する保護命令の認識確認と指導警告を実施している。

今後の取組

- 配偶者からの暴力は、加害者の元から避難した後も加害者からの追及への対応が大きな問題であるため、被害者との連絡を密にし、被害者保護を徹底します。
- 裁判所から保護命令を発令した旨の通知を受けた場合は、被害者と速やかに連絡をとり、危害を防止するための留意事項及び緊急時の通報等について教示します。
また、加害者に対し保護命令の趣旨等を認識させるなど指導警告を実施します。
- 配偶者暴力相談支援センターへも通知が行われた際には、被害者の安全確保について、当該配偶者暴力相談支援センターと情報の共有を行い、連携を図ります。
- 保護命令違反のほか、加害者が、被害者に対し、暴行、傷害、脅迫、住居侵入、器物損壊、ストーカー行為等、刑罰法令に触れる行為を行った場合には、被害者の意思を踏まえ、各種法令を適用した措置を厳正に講じます。